

県親の会たより

No. 8

社団法人 山形県手をつなぐ親の会事務局
山形市旅籠町1丁目10番30号
山形県社会福祉会館内
TEL 山形(3) 6572

山形県手をつなぐ親の会

臨時ニュース速報

お宅の税金が、毎年八千円づつ安くなる方法

本年より、所得税の障害者控除が、精薄者全部に適用されることになりました。即ち特殊学級・養護学校及び施設に在学中の保護者や在宅指導の保護者も、この特点の対象となります。又、働いていても年間所得六万円以下なら保護者が適用されます。

所得税から六千円、県民税から千円、市町村民税から千円、合計八千円が納税額から控除になるのです。さらに、国民年金保険の掛金も所得税を基礎にしているので減額されます。

特点の手続きは簡単です

1、御自分の地区の児童相談所から精神鑑定医の診断書（知能検査の証明書でよい）をもらいます。
児童相談所には大抵、お子さまの知能検査をした記録がある筈ですが、ない時は、相談所と日時を打合せて検査を受けて下さい。一度受けておけば翌年からは証明書だけもらえます。児童相談所では無料で発行してくれます。

管です。（米沢の場合は無料です。医師から発行してもらおうと一通千円かかります）

2、給与所得者の場合は年度始めに事業所から申告用紙を出しているのです、それに付するわけですが、本年は年度の途中でこの制度が来たので、異動届けの形式で申告してもよく（この場合は年末調整で処理）また年度末の総合所得申告の時に税務署に直接申告してもよい。

せつかくの特点ですから、是非利用して下さい。

そして、この毎年八千円余りの控除されたお金は、使わないで是非子供さんの将来のために用いて下さい。

目下、県親の会ではお子さんたちのコロニーを造るため募金に苦勞していますので、その方面にも御協力願えれば幸いに思います。

また、子供さんの親なきあとの生活の保障をするエンゼル保険等に加入して、子供さんの一生を守るために用いて下さい。

尚、詳しいことは、税務署又は福祉事務所にお問い合わせ下さい。